

令和2年度第1回多良木町議会(6月定例会議)						
招 集 年 月 日	令和2年6月2日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和2年6月10日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和2年6月10日		午後0時42分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高 橋 裕 子	7	○	源 嶋 た ま み
	2	○	中 村 正 徳	8	○	豊 永 好 人
	3	○	林 田 俊 策	9	○	久 保 田 武 治
	4	○	坂 口 幸 法	10	○	宇 佐 信 行
	5	○	村 山 昇	11	○	猪 原 清
	6	○	魚 住 憲 一	12	○	落 合 健 治
会議録署名議員	5番	村 山 昇		10番	宇 佐 信 行	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	山 本 美 和	
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		教育振興課長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長	島 田 保 信		教育振興課		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		健康・保険課長	東 健 一 郎	
	会 計 管 理 者			健康・保険課	和 泉 理 恵	
	総 務 課 長	仲 川 広 人		町民福祉課長	大 石 浩 文	
	総 務 課	椎 葉 純		町民福祉課		
	企画観光課長	岡 本 雅 博		子ども対策課長	新 堀 英 治	
	企画観光課	村 山 朋 美		子ども対策課		
	税 務 課 長	平 川 博		環境整備課長	久 保 日 出 信	
	税 務 課			環境整備課		
	農委事務局長	小 田 章 一		農 林 課 長	水 田 寛 明	
	会 計 室			農 林 課	那 須 隆 二	

会 議 に 付 し た 事 件

発議第 1 号	一般質問 多良木町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について 多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて 多良木町議会議員の派遣について
---------	--

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので会議は成立いたしております。

なお、説明員の会計管理者小林昭洋さんから欠席届が出ております。

そのほかは全員出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日はお手元に配付しておきました議事日程表のとおり議事を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、本日は配付しておきました議事日程表のとおり進めてまいります。

日程第 1 一般質問

○議長（高橋裕子さん） それでは、日程第 1、一般質問を行います。

12 番落合健治さんの一般質問を許可します。

12 番落合健治さん。

落合 健治君の一般質問

○12 番（落合健治君） 皆様おはようございます。通告にしたがいまして質問いたします。

昨日の同僚議員と質問がかぶっているところが大部分ありますね、先輩議員の方々には違う切り口でと言われましたが、なにしろ自分が持ってる内容がなかなかまくらもん、なまくらなものです。切り口がするどいとはいかないと思いますが、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

本日は、防災について、コロナ対策も含むの中で、消防団を通じてどのような注意喚起が行われたのか。本町の避難所の収容人数の見直しは行われているのか。避難所を開設した場合の改善や工夫は考えてあるのか。防災士会との連携や位置づけはどうなっているのか。項の 2、本町のコロナ経済対策について。1 本町の対応が遅かったように思えるがどうお考えか。2 これから先の具体的な支援の方向性は。第 2、第 3 の支援策は考えているのか。3 緊急事態宣言は解除されているが、元の日常に戻るためには、段階的な緩和をしていく必要があると思うが、町長の見解は、をお聞きしていきますので、よろしくお願い申し上げます。

まずは最初の多良木町の消防団は、5 月 15 日の分団長会議で町内の土砂災害特別警戒区域のレッドゾーン 54 戸 119 人、イエローゾーン 63 戸 158 人、イエローゾーンに隣接する 2 戸 7 人、計 119 戸 284 人に戸別訪問を決め梅雨入りまでに配布ということですが、どのような注意喚起が行われたのかをお願いします。

資料の方はですね、一応いただいておりますので、簡潔にどのような目的でどのようなことが行われ、行われたのか、説明をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、関係課長の答弁を許可します。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。資料請求でお配りしております、そういった資料に基づきまして、まず、住んでおられる区域が土砂災害が起こりやすいという場所でありますということの周知、それからレッドゾーンから移転した場合、最大 300 万円の県補助金がありますということ。

次に、避難行動判定フローによりまして住んでいる方たちがとるべき避難行動を確認していただくことですね。国は安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚とか、知人の家の避難についても検討してくださいということでございます。それと、土砂災害警戒情報が発表されたら、迷わずすぐに安全なところで避難をお願いしたいということです。深夜の急な集中豪雨などの場合には、自宅の 2 階とか、山側の反対側に避難をお願いしたいということでございます。

それともう 1 点が地図をつけておりますので、自宅周辺の地図を確認していただいて、土砂災害警戒区域などに入っていることを知ってもらうということが目的でございます。あともう一つですね、消防団員によって、こう個別に周知することによりまして、若い団員の方にもですね、危険箇所とか、住んでいる方を知っていただくことも一つの目的として、個別に周知を行っていただいたところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） その中に原則としてはイエローゾーンやレッドゾーンの方の避難を促してあるのですが、例外として、個人での判断で避難をとあります。

自主的に判断するのであれば、安否確認の重要性が非常に問われると思うのですが、ひとり暮らしや高齢者等の名簿の確認、または更新はされているのでしょうか。よろしく願いします。

○議長（高橋裕子さん） 休憩とりましょうか。答弁打ち合わせのため暫時休憩といたします。

（午前 10 時 06 分休憩）

（午前 10 時 07 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 会議を開きます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。今、要援護者のそういった方たちを把握するシステムが入っておりまして、一応あのそれから出力しました名簿については、7 月に消防団の方には配付するようにしております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 名簿確認の方がですね、更新されていなければ、自由で自主的に避難をする場合は非常に重要だと思うので、この質問をさせていただきました。

もう一つですね、自治防災組織の長はそのほとんどが区長さんだと思いますが、名簿等の管理は今までと何ら変わらず、保管または利用をされているのでしょうか。

私人へとですね、扱いが変わった今区長さん方のモチベーション含め、組織図の再確認や再承認などをする必要があると思うのですが、今コロナのことでですね、なかなか集まらない状態ではありますが、梅雨が近いので、その辺のことはどう考えていらっしゃるのか、町長も含めですね、答弁をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。それぞれの行政区の組織で形態あたりが違うかとは思いますが、大体年に 1 回、自主防災組織の会議をされて、そういったその役割分担の名簿あたりはそれぞれの行政区でですね、更新をしていってもらっているというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬浩一郎町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 住民票が変わった分については区長さんそれぞれチェックをされておりますので、新しく住民に入ってこられた方、それから抜けられた方、そういった方々についてはもう区長さんの方でちゃんと帳簿を持っておられますので、そちらで確認をしていると思います。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 消防団のですね、今度誘導ですね、誘導のことに関しても、コロナ対

策をする必要があると思うのですが、対策の方は考えてあるのでしょうか。

団員をですね、守ることでもある、ためでもあるマスクとかフェイスガードとか、消毒液とか持ち寄ってですね、避難する方々とは消防団の役割が違うと思いますので、その詰所自体にですね、常備したりする計画また予算等はですね、考えているのかをちょっとお聞きします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。今のところそういった備蓄はありませんので、確かにおっしゃられたとおり、詰所などにも必要かと思しますので今後検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） はい、えーと合わせてですね、消防団の避難誘導など、これから先避難訓練とこがあると思うのですが、コロナ対策に合わせて誘導するのにも要するソーシャルディスタンスをとる、をとりながらの誘導はなかなか難しいと思うんですが、この前ですね、いろいろ会議等があったと思うんですが、その中で誘導することに際してですね、団員の誘導の変った部分とか、そういう部分があればちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。今のところ会議の方ではですね、そういったことが話は出ておりませんでしたので、この点についてもまた今後検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） えーとですね消防団のですね、今回の各家庭を訪問しての周知を非常に意味のあるものだと思います。町民のですね、避難とか誘導はもちろんですがその団員の方もですね、誘導に迷わない新しい指導とか、自分の身を守るための道具の予算とかですね、どうしても町の行政側が考えなければならないことだと思いますので、予算計上等をよろしくお願い申し上げます。ここはちゃんと頼んどこうと思ってですね。

すいません、2 番の方に移りたいと思います。本町のですね、避難所の収容人数の見直しは行われているのか伺いますが、これから先はですね、コロナ対策が必要となります。一部ではコロナ対策ができるスペースを確保するには、今までの大体 3 倍の広さが必要だと言われている方もいるようです。それを踏まえた上で、避難所の増設、収容人数の見直しを行われているのかその辺をお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。先日も、答弁いたしましたが、まず場所につきましては、ふれあい交流センターえびすの湯の方を追加いたしております。ただ今まで避難所としておりました保健センターの方は廃止をいたしております。これはちょっと通常業務の継続に関係いたしまして、いったんこう、その避難所となって、避難されてる方を受け入れた場合ですね、なかなか他の通常業務が支障があるということで、保健センターの方は廃止をいたしております。

合わせまして今言われたように必要なスペースの見直しといいますところで、屋内の避難施設につきましては、従来が 2 人当たり 3.3 平米のスペースから 1 人当たり 2 平米に見直しをいたしております。ただこれによりまして、収容人員が 4074 人から 3244 人と 803 人の減ということになります。

それから、屋外の避難地、グラウンドとか、そういったところなんですが、こちらにつきましては、従来の 1 人当たり 1 平米のスペースから 1 人当たり 2 平米に見直しをいたしております。このために収容人員が 6 万 4077 人から 3 万 2301 人と 3 万 1776 人の減という結果になっております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） 収容人数のですね、見直しがしてあるのならば、コロナ対策ですね、今説明されたような変わった部分としてですね、町民への周知、この施設にはこれぐらいの収容人数なんだとか、そういう部分が周知の部分が必要だと思うんですが、これから先ですね、どのような形で周知をされていくのか、お答えをよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。町民の方には回覧で周知をしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） 各小学校もですね、避難所の方になっていると思うのですが、コロナのですね 3 密を防ぐためには、教室の利用も非常に有効だと思いますが、実際に教室を使う場合、どの教室を使うのかとか、どれぐらいを教室の中に収容できるのかとか、今人数のことを言われましたが、その辺のことも考えて人数を出されているのか答えていただければと思いますよろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。今のところ、学校の施設につきましては、教室は計画の中では想定いたしておりません。

今のところは体育館を想定しているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） 先ほどですね、回覧等でですね、周知は回覧等でされるということでしたが、1 番最初に自主避難する場所をですね、ホームページで見ますと、1 番最初の自主避難場所は多良木の役場内の休憩室になっていますが、そのですね収容人数を町民の方は1 番最初に知っていく必要、知っとく必要がまずはあると思うんですが、その収容人数をですね、教えていただければと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。まず休憩室がですね、3 カ所になっておりまして、人数につきましては合わせまして 33 人というところで想定をいたしております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） はい、一次避難所がですね、多良木の役場内の休憩所になっているわけですが、コロナ対策ですね、自分で今まで避難していく場合ですね、持っていくものとか、そういうのがコロナ対策でも変わってくると思うんですが、何も持たないまま避難をしている状態で避難所をつくるのか、それとも何か各自、こういうのは持ってきてくださいというので、避難所として開設するのか。その辺も周知する必要があると思うのですが、その辺をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。確かにおっしゃられたとおり、例えばマスクとか体温計とか、そういったものが必要になりますので、新たに持って来ていただくものについては、回覧とそれから広報誌のほうに載せて周知を行いたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） 避難所のですね、収容人数の見直しと誘導する側される側への周知は梅雨が近づく中、非常に急ぐ必要がある案件だと思いますので、町民への周知までをですね、ゴールと思っていただきたいと思います。

次にいきたいと思います。3 番の避難所開設した場合の改善や工夫は考えてあるのかをお聞きますが、体温計、マスク、消毒液、フェイスガードまたはパーテーションやテントなどスペースを確保する準備を想定をしてあるのかを聞く予定でしたが、昨日ですね、同僚議員

の方が同じ質問をされて想定をしてあると、もしくは買う予定にしてあるということでしたので、この公民館などの避難所にも常備して、その数とかですね、していく考えがあるかをお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。今、先日も答弁いたしました。今想定していますのは、町で指定している避難所の分を想定して、臨時交付金とか、そういったものの計画は計上いたしております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） では確認です。公民館などにもではそういう道具とかパーテーションとか、もしくはコロナ疑いのある方がもし出た場合は保健所に連絡するという話ではありましたが、体調の悪い人の個人のスペースを確保するテント等々も今あるようです。

そういうのも公民館に常備してもらい、避難所として指定してありますよね、各区の公民館もですね、公民分館等もですね。その想定も、常備する想定もしてあるのかそこをお聞かせをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。公民分館につきましては、その地域の方々の自主的な避難所という位置付けになっておりますので、今計画しておりますのは、そちらの方は想定はしていないところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 想定をしていないということですが、一時避難所にしても住民の方が集まる以上はですね、その想定をするべきだと思うんですが、その辺をもちろん予算もかかることですので、どう考えか、これから先、お願いします。お答えをですね。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。今のところはですね、そういった公民分館においては 3 密を避ける体制でということで想定をいたしておりますので、そういった公民分館にも備蓄をするかは、今後考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） ではですね、大きな町民体育館などの場合、きちんとした配置図がないと、ソーシャルスペース、ソーシャルディスタンスなどがとれないということですが、体育館等の広い小学校の体育館とかそういう要するに配置図自体ですね、も想定して、もしくはその管理者側にもそのそれを周知してあるのかその辺をお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。配置図、避難の配置図につきましては、県とか国から例示がされておりますので、そちらに沿ってしていくことになりますが、その施設の管理者の方には伝えてはいないんですが、実際の避難になった場合には、災害対策本部が設置されることになりますので、その中の民生対策部だったですかね避難所運営の方が、そちらの方で、でそういった配置は行っていくということになります。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 体育館の方は配置図自体は実際の避難のときにつくられるということなんですか。

ではですね、公民館、公民分館ですね、分館が避難所になった場合、ちょっと確認をしていないんですが、冷暖房があるところとそうでないところと実際は多分あると思うんですが、すごく大きな違いだと思うんですが、避難所に一次避難にしてもですね、避難所に指定するのであれば町主導でクーラー等の取りつけをコロナ対策としてですね、盛り込むことができないのかお聞きします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。公民分館につきましては、地域それぞれでおっしゃられたとおり、違う部分があるんですが、確かに冷暖房も設備が整っていないところもあります。それを、その避難所としての扱いで、そういった冷暖房の設備を整備していくのかというについては今のところは考えておりません。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 今のところ考えていないということでしたが、一時避難所にしてもですね、クーラーがあるないは、特にマスクをつけての多分移動とか集まることになると思いますので、非常にあるところとないところじゃ、その人数の偏り等も含めてですね、非常に大きな話だと思いますので、これから協議をして、できればコロナ対策、今からいろんな補正、補正予算等ですね、出ると思いますので、避難所扱いになっているところは特にですね、クーラーの取り付け等をですね、考えていただけたらと思います。

避難所をですね、次は開設した場合、次は物資が必要となりますが、本町の数カ所にあるですね備蓄倉庫の内容の見直しや更新はどれぐらいのサイクルで行われているのでしょうか。少し話は違うと思いますが、この前もマスクがあるとかないとか、枚数も、えーと増えたり減ったりいろいろあったと思います。

実際、備蓄倉庫もですね、目視での紙ベースでの確認ではなくてですね、目視での確認とかをですね、されているのかをお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。今、大体年に 1 回、防災訓練を行っておりますので、そのときに確認を行っております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） はい。その見直しのほうも、その年 1 回の避難所のときに見直されるなどを自分は前知ったんですが、これから先は、昨日マスクとかの備蓄は今のところは考えてないというお話でしたが、消毒液に関して賞味期限ですかね、とかがあるのを初めて知りました。そういうのも含めてその見直し、例えばもう今だったら成人用の、すべてを備蓄するわけにはいかないんでしょうが、横の課のつながりで、こういうものが必要なんじゃないかという話が聞き取りをしないと、今から先に、今までと同じような倉庫の備蓄品では何か賄えない部分が大部分あるような気がします。

その辺の話し合いもですね、その避難の 1 回の点検等のときに予算も含めてですね、それ、そういう話し合いが行われているのか、ただ確認だけなのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。先ほども申しました防災訓練などの折、また今回もですね、そのコロナ関係で避難所運営を見直したんですが、そのときも災害対策本部を設置した後のその民生対策部とか、避難所を運営する部署との協議を行っております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 自分は倉庫の中に入ってる備蓄品が何なのかはちょっとわからないんですが、避難所を開設した場合ですね、職員の方が担当を決めて、例えば各避難所等にとっていたりとか取りに来てもらったりすると思うのですが、そういう鍵の保管もしくはいろんな状況を考えての担当だったり、そういうのは、もう実際避難訓練のときにも、そのそれ自体も避難訓練としてやっているのかお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。そういったことを想定して訓練を行っております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） 倉庫の備蓄にしてもですね、予算が必要となるもので、またはですね、消費期限、賞味期限、内容の確認などですねいろんな想定をしての準備が必要だと思いますが、先ほども申したようにですね、そのためには、今ある防災危機管理室だけではなくてですね、他の課からの聞き取り等も行っって横のつながりを持って準備してしていただきたいと思います。

では、次に移ります。4 番の本町の防災士会との連携や位置づけについてお伺いいたします。今回コロナの影響で、民生委員さんや、そのほかの戸別訪問等も例年ほどは行われていない、または全く行われていない状況にあり、安否確認等をする際に、現状と本当に一致しているのかなど、ただでさえ情報自体を情報自体も少ない中、災害対応だけではなくて、コロナ対策の方も必要であるため、できる限り防災士会または防災士の方々への意識、知識、技能を有効に発揮できるように、各地域に防災士の方を組み込むとか、避難訓練の連携や指導など協力がこれから先必要だと考えますが、私としては、指導する側として、位置づけすべきで組織図の中にでもですね、重要な役割として入れるべきだと考えていますが、どうお考えかよろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。今年度の防災計画の見直しに当たりまして、そういった防災士の位置づけなども、計画書の中に位置づけをいたしております。

その計画の中の自主防災組織整備育成計画というのがありますが、その中で、県や消防、多良木町防災士会などの関係機関と連携しながら、組織の結成とか育成強化を促進していく。それと訓練などを通しての連携体制を確保するということにいたしております。

また計画書の中の地域防災力強化計画の中で、専門家や、防災士の活用により、地域防災リーダーの育成を図るということで位置づけをいたしております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） 6 月 4 日にですね、防災会議と水防会議が行われていますが、もちろん防災士会の方は中に入っていると思うのですが、防災士、防災士を含めたですね避難訓練等の計画、梅雨までもう、そんなに間がないと思うんですが、その計画等は訓練等の計画等は立てられているのかお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。昨年度の防災訓練の際にも参加をしていただいておりますので、今後も参加していただいて、協力を仰ぎたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） はい、防災士とも直接関係あると思うのですが、避難訓練等ですね、避難訓練を行っている区ですかね、区単位でたぶん行われていると思うんですが、行われているところと行われていないところと、多数あると思います。それに関してですね、10 万円だったですかね、補助金等で促されてると思うのですが、どうしてもされているところとされていないところの差が大きいと思うんですが、訓練自体をですね、するために何か努力なりPRなり、これから先、非常に訓練自体が大事だと思うんですが、その辺はなんかPRもしくは変わった、これからこういうふうにして、周知していくとかっていうのは何か計画自体を立てておられるのでしょうか。それとも今まで通りなんでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。今言われたように委託料の方で支出をしておりますので、そういった中でお願いをしていくということになりますので、お願いは今までもしておりますので、そういった形で引き続きお願いをしていくということになります。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12番（落合健治君） 今の質問はですね、せっかく防災危機管理室という防災に特化した町民の方が見ても、防災のことに關してはここが中心になるだろうという位置づけで広報等見えておられると思います。ならばこれを契機にですね、周知等はですね、防災危機管理室の方からいろいろ今までと違ったような計画を立てていただいて、対応していただくことが非常に大事だと思います。

ちょっとあの関連というか、ちょっと聞きたいことがあって、聞きたいことがあるんですが、町民の方からですね、ちょっと変わった質問いただきまして、今のコロナにかかった場合ですね、無症状の人ももちろん要るということは皆さんテレビで承知だと思いますが、多良木町でですね、もし自分がコロナのPCR検査ですかね、受けたいと思った場合、実際に簡単に受け入れるのかどうか、わかればお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） ただいまの質問ですけれども、あとの方の質問のところでは出されませんか。ここで質問されますか。よろしいですか。じゃ、ちょっと答弁を。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） お答えいたします。結果から申しますと、受けることはできないと思われませんが、まず保健所の方にはですね、連絡といいますか電話入れていただいて、そちらの方で判断されると思います。

受けることができる人か、そこで判定されてその後、そういう疑いがあるとか、そういう場合は受けられると思いますが、こちらの判断で自主的にといいますか、その人の判断でですね、受けることはできません。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 今の質問をですね、防災の方で質問したのは、実際に多良木町を实际コロナの発症例とか人吉球磨自体は出ていませんが、ちょっと心配だという方も中にはいらっしゃるみたいです。なので、実際に検査を受けてみたいという方もおられるみたいなんです。その情報に關してはですね、どこも言っていられないように、保健所の方も先ほど言われたように、病院側の判断に任せるっていう判断なんです。こちらの病院では、熱、何か熱が数日ないと無症状自体の人はもう対応していただけないというふうな感じになっているみたいです。

でも現時点でですね、自分がコロナウイルスにかかっているかどうかを確かめたい人にとってはですね、非常に大事な検査と思うんですが、これから先、PCR検査、自分で無症状で全くかかっていないにしても、自分がもう完全にかかっていないと確認っていうか、確認をするために、これから先そういう計画なり何なりはないのでしょうか、町自体で促すようなことはできないんですか、その計画自体。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） お答えいたします。今の体制といたしましては、県の方で県のコールセンターですね、そちらが24時間稼働しておりまして、そちらにまずお尋ねいただきまして、その結果でいくということでございますということでございますので、国の政策でございますので、そういうことは今、現段階ではですね、議員のおっしゃることについてはできないものと思われまして。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） ではもう一つ、コロナのPCR検査のことについてもう一つお伺いします。

大阪等ですね、各知事判断によってPCR検査、自分で疑いのある方は受けれるというふうな方向で進んでいるという話でしたが、熊本県自体はそういう話自体もないということですか。

その疑い、病院が判断して、その疑いのある方だけしか検査ができないっていう認識でい

いんでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） 大阪の話ということでございますが、私の方はちょっと存じておりませんのでわかりませんが、熊本県の方としてもそういう話は全然私共には入ってきません。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） PCR 検査の話をですね、数回聞きましたが、本当にですね難しいところは無症状の方がいらっしゃるっていう話が、要するにその自分でも予防も何もしようがないと。自分の話を聞いたのは、受験生の親だったりとか、そういう方に実際、自分の本当にかかっているかどうかを検査したかときはどぎゃんすつとかなという話を聞きました。町の方にもですね、町民からの質問がなくてもですね、町の方からこういう方はこういうふうなっているのを保健所に電話して何もかも聞いてくださいじゃなくて、自分たちからの、いろいろ町民の方に周知していただくことが非常に大事だと思います。

先ほど言われたようにテレビ等でですね、大阪だつてなどの例として私が出しましたが、町民の方が聞くであろうことをですね、できるだけ想定して答えていただければと思います。防災についてのですね質問はこれで終わりますが、コロナ発生も想定した上での防災または感染症対策が必要となってきます。救助する側、される側のことも十分に考えて上での予算計上となり必要だとしますし、そのためには、本町の防災士会の協力が重要だと考えますので、町の執行部を主導のもと、本町の防災危機管理室を中心としたさまざまな想定を、想定した新しいマニュアルづくり、そして、町民への周知ですね、実際、上部の方だけじゃなくてですね、町民への周知をしていただくことも重要かと思えます。

先ほど言ったような各避難所もですね、収容人数を貼り出すことが正しいのかどうかわかりませんが、そういった設定自体も今までとコロナ対策でこういうふうに変ったんだっていうのは周知するためには必要かと思えます。私自身の話でいくと避難所の方見に行つてですね、人数が多ければ、これぐらいの人数だから多いとか少ないとかで避難するとかしないとか決めてる方も大多数いらっしゃると思います。なので各収容人数をですね、ここにはこれぐらい入るっていうのを町民の方が各自知っておられるのも非常に必要だと思うので、周知の方もしていただけたらと思います。

それでは次の方に移りたいと思います。項の 2 の本町のコロナ経済対策についてですが、コロナに対して、本町の対応は町民の皆さんも遅かったという感触をお持ちだと思います。本町は町民に対しての救援策の発表も、特に目に見えてですね、顕著に打撃を受けている飲食店等に対しても対応が遅かったような気がします。

国や県のもですね支援策が決まってからという考え方は理解できるんですが、商工会等への聞き取りも 5 月 15 日と対応が遅かったのではないのでしょうか。飲食店全店にですね、コロナ対策とは関係なく全店に電話をかけたとしてもそんなに時間がかかるとかっていう感じではないと思いますので、もっと早くから 30 日だったと思うんですが、国県のもですねある程度の支援策が決定する前にですね、できることはあったと思うんですがその辺はいかがお考えか、よろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、昨日からですね、議員の皆さんには新型コロナウイルス対策に日々努力されてですね、住民の皆さんに寄り添った議会活動頑張っていただいていることはよくわかりました。心から敬意を表したいと思います。

せっかくいい質問をいただきましたので、少し長くなると思うんですが、対応が遅かったように思えるかということについてですね、私なりの考え方を述べさせていただければと思います。

まず対応が遅いのか早いのかっていうこと判断する基準ですね、どこに求めるかということなんですけど、庁舎内でのコロナウイルス対策会議を立ち上げましたのが、2月3日にダイヤモンドプリンセス号が横浜港に寄港して、そのあと感染者が出始めて間もなくの2月23日に植木市がありました。植木市のオープニングが終わって携帯電話で総務課長と健康・保険課長に対策室を設置するのでもよろしくという考え方を伝えております。24日が振替休日でしたので、翌2月25日の火曜日にですね、第1回目の対策会議を開催をしております。球磨郡の町村の中ではかなり早い段階で対策会議の設置ではあったんじゃないかなというふうに思っています。以降5月28日まで、延べ11回の対策会議を行っております。

企画観光課それから農林課、健康・保険課もですね、割と、私が感じるのは早い段階から、何度も銀行、商工会それからJA、保健所あたりと連絡をとりながら、農家の皆さん、畜産農協それから森林組合なんかを通じてですね、かなり細かく細かい情報収集をしております。

そういう中で、議会のご理解のもと、利息の全額補てん、それから家賃の補助、そしてプレミアム商品券、これらを発行させていただいております。そして今回、ご提案させていただきました補正予算の国のセーフティーネットに該当しなかった方々に対する給付金を予算化をしております。

一昨日ご承認いただきました一般会計で当初予算に比較しますと、約全体で10億ほど、一般会計増えております。これは1世帯当たり10万円の交付金がありましたので増えてるということなんですけど、町独自では、現在、約2800万円ほどの一般財源を承認いただいております。これで十分ということでありませぬけれども、町として各方面からの情報収集を続けながら、関係機関と情報を共有しながら、連携をとりながら、多良木町の身の丈に合った、バランスのとれた公平な給付を考えていきたいというふうに考えております。

そういうことを思っておりますが、これから第3、第4と議会の皆さんにですね、それぞれご相談をしながら、対策を進めていければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

4月27日に本当に困っておられる方々、どなたなのかっていうことを聞き取りするために、研修センターに各銀行の支店長それから商工会の指導員の方、JAの多良木支所長、それから畜産農協の方、それから森林組合の方ですね参事の方にお集まりいただいて、ご意見を聴取する会議を行っております。その後、5月15日には、町内で飲食業経営されている方々にお集まりいただいて説明会を行っております。その結果の利息の補てんということであり、家賃の補助、そしてプレミアム商品券であったわけですが、国は今回の補正予算に38兆円を投入しております。38兆円というのはとほうもない金額です。で過去最大を記録した今回の令和2年度ですね、国の予算が102兆円ということですので、補正予算が国会国家予算の37%占めているということになりますので、しかも38兆円のすべてが国債で賄われるということですので、

○12番（落合健治君） 質問かぶってる部分があるので対応が早かったか遅かっただけ。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 私の感覚でいいですかね。はい、対応は遅くはなかったと思います。

来年度の、例えばお金の寄附の仕方から言えば、多良木町が歳入の75%、外部から、国からの交付税等々に頼っておりますので、自主財源は25%ですね。ですからこれあたりを考えると、来年度の税収を考えたときに、なかなか厳しい状況になるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、今議員おっしゃったように対応が遅かったのか早かったのかというふうに考えたときに私自身はですね、遅くはなかったというふうに考えております。議員が冒頭おっしゃいましたように、各町村ともですね、国の対策を、まず補正予算を待っていたというところあります。ただ、その前に動き出していたのが、お隣とその隣と人吉市が動き出しておられましたので、このあたりは対応が早かったのかなという感じはしております。

ただもう一つは、新聞等でですね、対策室をつくったということで新聞に載せ、その看板を作ったっていうので新聞に載せて、また、どこかの業者を呼んだっていうことで新聞載せるといって、やっぱり新聞を利用して、いち早くやったというような姿勢を見せられたっていうところにも若干早かったのかなっていう感じはしておりますけどね。はい。ということ。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） えーとですね、今から先 4 月 7 日にですね、対策本部を設置しましたというようなことを書いてあったと思います。多良木町はですね。先ほど言われたように 2 月 23 日ですかね、とかにその話があってっていうのは町民の周知としてですね、対応が早かったっていうのは感じてるのは役場の職員の方もしくは執行部の方と違い、あの町民の方に早く設置をしたんですよっていう知らせるもしくは安心を与えるっていうそっちの方が大事だと思うので、自分たちはこっだけ早く開きましたよっていう認識よりも町民の方にこっだけ本部を設置しましたという周知することの方が重要だと思います。

でも先ほど言われたように、新聞等を使ってもってという話もありましたが、まさに私もそれを言おうとしたところで、新聞等を使ってですね、安心を与えるためにも、町民の方にその本部設置もしくは今までの経緯をですね、知らせ、役場庁舎内ではこういうふうな話し合いをしてこういうふうなことをやってますということを知らせること自体も重要だと思う、非常に思います。

防災周知のことなんですが、防災無線でですね、町長のコロナに対して話を生の声で伝えられたことは非常に物すごく町民の方にもいい試みだと思いますが、その中にですね、詳しくは 14 日の広報誌が出るので見てくださいという話がありましたが、実際に広報誌を見ると、皆さんが関心が高かったと思う農林商工業者ですね、業者への欄には、協議検討を今行っていますという文言が書いてありました。

町民の方からは広報誌を見たら詳しく支援策が載っているだろうと、皆さん予測してみられたので、肩透かしを食らったという話を、意見をいただきました。多良木町もですね独自の支援を今から行っていきます 14 日の広報誌を見てくださいという放送しておいて、広報誌を見てみたら協議を進めているところですよという、この放送内容も含めてですね、今どう思われてるかその辺をお聞かせください。お願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 広報はひと月に 1 回しか出ないですね。ですからこの辺のタイミングをちょっと考えなくちゃいけないというふうに思うんですが、私が放送した後に広報誌が出て、あれには、どこに問い合わせたらいいかっていうことはきちんと書いてありましたよね。ですからそこに問い合わせれば、問い合わせ先から親切な答えが多分返ってくる、そういう問い合わせもあったということを聞いておりますので、このあたりのタイミングはやっぱりこれからちょっとこう考えていかなきゃならないかなというふうに思ってます。

また私自身がこれからいろいろ放送することもあるかもしれませんが、そのときには、そういう広報のタイミングとかですね、回覧とか、そういうところも時間を取ってもいいのでちょっとまあ長くなってもそこらあたりを詳しくしゃべるといって考えてみたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 今言われたようにですね、町長のコロナに対しての防災無線を使っている放送はですね、非常に町民の方にも不安を払拭するためにも非常に、この後人吉球磨に例えばコロナが発生した場合にもですね、非常に有効で即効性のある手段だと思います。端的に短くしゃべってもらうことをですね、していただいて、どんどん放送自体はやっていただきたいと思います。

それに関して、それに際してなんですが、町民の認識でいくと、4月7日に対策本部を設置されて、4月27日に先ほど言われたように意見交換会と要望書の提出も多分4月27日ですかね、5月の8日に議員を集めての全員協議会、その中で説明があり、5月15日に商工会への聞き取りをされたと思います。間にゴールデンウィークを挟んではいますが、今回はですね、ほぼ皆さん自宅待機をしている状態であり、本町は通年議会でもありますので、緊急事態でもありますので、休日も含めてですね、そういう協議をするとか、そういうこと自体、その休みの休みの間も協議をするとかそういう予定もしくは協議自体はされなかったのか。

働き方改革等もあって休みはちゃんと休みなさいっていう議論とかもわかりますが、今回は、各市町村いろいろ考え方があってばらばらだったと思います。多良木町に関してはこの緊急事態のときにですね、通年議会でもありますので、例えば、専決にしても何にしても、先にその話し合いを進めるとか、そういう考え方はなかったのか、よろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、連休中については、やっぱりどういうふうな対策をしていったらいいのかなということで、かなり頭痛かったです。ずっと考えてましたので、総務課長または副町長とやりとりをしたんですが、そのやりとりしたのは何日かっていうのは、覚えておりませんが、ずっとやりとりをして、その結果が家賃の補てんとそれから利息の全額補てんですよね。そういったことしか考えつかなかったんですけど、しかし、今の質問は連休中にどうしてたんだっていうことですよ。そういう質問ですよ、はい。

連休中に連絡を取り合っていたんですが、役場に出てきて動くということではありませんでした。連休明けてからそれぞれ考えておいてほしいということを皆さんに伝えておりますので、企画観光課長それから健康・保険課長とも連絡をとっておりましたので、丸々しっかり休んだということを言えるようで連絡を取り合ってたということです。はい。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） これから先ですね、もしくはその連休等を挟んだときにコロナ発生したりする場合も十分あると思います。そういうのも含めて職員の方も含めてですね、緊急対策として、休日とか関係なくそういう話し合いだったり、そういうことをされる予定があるのかそこをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、連休中は一応ステイホームということであったように思っておりますが、しかし、やはりあの緊急的な事態が起きた場合には、もう各職員そのつもりでおりますので、例えばこれはコロナとは関係ありませんけれども、5月15日の土砂災害警戒情報の折ですね、16日の早朝から集まったと、そういうことを16日は日曜日ですので、日曜日やったかな、土曜日か、土曜日ですね。金曜日に雨が降ったので、土曜日の早朝までかなり激しい雨が降りましたので、土曜日にみんな出てきております。

そういうことはみんな心得ておりますので、仮に、誰かが発生したと、コロナが発生したとかいう場合にはですね、これはもう緊急事態ですので、全職員、待機をして課長は全部出てくるということになると思います。休みであってもですね。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、町の対応の仕方と、町民への周知または周知の仕方がリンクしなければ、町民の安心にはつながらないと思いますので、新聞等を使つての周知、また先ほど言ったように町長の生の声でですね、防災無線を使つて端的に短くしゃべっていただいて町民の方が、だれしも理解できるような放送していただいて、町民の安心につながるような対応をしていただきたいと思います。ここで1時間ですので、休憩をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

換気のために窓をあけたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

(午前 10 時 56 分休憩)

(午前 11 時 04 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。12 番。

○12 番（落合健治君） それでは、項の 2 のですね、2 番の方に移りたいと思います。

コロナ対策に関しては、具体的な支援の方向性と第 2、第 3 の支援策を考えているのかを伺います。昨日のですね、同僚議員の答弁で言われたほかの町のですね、5000 円分の券の給付なども考えてみる価値はあるという答弁をされましたが、そのほかに多良木町でですね、もしほかに考えていること自分、自主的に考えていることがあれば、支援策として、よろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、今後の具体的な支援の施策といたしましては、昨日の一般質問の答弁をさせていただきましたし、また先ほど町長も少しお話をされたところでございますが、今後、といいますか 6 月 5 日現在で、この感染症に関する県内市町村の取り組みを熊本県がまとめたものがございまして、大きく 5 つに分かれております。

まず 1 点目、企業に対する支援、それから生活の支援、利子補給、家賃補助、学生支援という 5 つのパターンに分かれております。

管内人吉球磨地域を見てみますと、企業支援につきましては、すべての市町村で取り組んでおられます。生活支援につきましては、生活支援は商品券のプレミアム商品券の発行も含んでおりまして、そちらが 10 市町村のうちの 9 市町村、一つだけがやってないというところ です。利子補給につきましては、8 つの市町村で取り組んでおりまして、家賃補助につきましては多良木だけということになっております。学生に対する支援につきましては、3 つの町村で取り組まれておるようでございます。先ほど申されました 1 人当たり 5000 円の商品券の配布とかいうところにつきましても、生活支援の方で取り組んでおられるところでございます。

本町におきましてですが、まず、先ほどからもあっておりますとおり専決処分で予算を補正をさせていただきまして、早い段階で影響を受けられた飲食業、または、農林業の方々の支援ということに着手をさせていただきまして、第 2 弾の支援策として今回の補正予算でご可決をいただきました計画に関する支援策をお願い、持続化に向けた制度を設けさせていただきたいというところでございます。

熊本県内におきましても、緊急事態宣言の解除がなされまして、一部の地域を除き、県境を超えた人の動きができるようになったところでございます。しかしながら、すぐに景気が回復するということではございませんので、現在も本町におきましては、商工会、それから観光協会と今後の景気回復に向けた取り組みについて、協議を始めさせていただいておるところでございます。

昨日も申し上げましたとおり、国の第 2 次補正予算案が今審議をされているところでございまして、早ければ今週末には可決をされる見込みであるということを知っております。それが可決をされますと、第 1 次で配分をされております臨時交付金、地方創生臨時交付金でございますけれども、これに上乗せがなされるという見込みでございますので、こういった財源を有効に活用させていただいて、できるだけ早い段階で、景気が回復できるような取り組みに考えていきたいというところで、具体的に何をするかっていうところまではまだ至っていないというところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） はい。先ほど今言われたように本町でも廃業に追い込まれた店舗もあり、損害も 3 億円、表に出ているものだけで 3 億円、実際はもっと被害が出てんだろうと、昨日の答弁の中でありました。

5月8日に議員の全員協議会でですね、説明を受けた家賃の一部補助、多良木町独自だそうですが、利子補給、利子補給補助金制度の創設は非常にありがたいものだと思いますが、本町においては、自分自身の店舗ですね、自分自身の店舗での商売をしてる方も非常に多くですね、店舗を借りて家賃を払いながら商売をしている方との不公平感が大分あると思うのですが、一部家賃補助制度を創設するときですね、対象となる店舗もしくは対象とならない店舗等を考えた上で創設に至ったのか。

それとも国からの家賃補助等の予算がとれそうだから、これだけは先にやっとうっという感じで創設されたのか。不公平感をなくすための、今、今現在ですね、不公平感があると思うんで、不公平感を今からなくすための支援をこれからということは今後考えていらっしゃるのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えさせていただきたいと思います。家賃補助につきましてですけれども、これ早めに制度を作らせていただきましたのは、やはり銀行それから商工会等との意見交換の際に、いつも支払っている電気代とか家賃とか、そこら辺のお支払いが困っているということを聞いておりました。特に飲食店関係は店舗を借り受けての営業というところもございましたので、早い段階でそこら辺は対応させていただきたいというところでの施策でございます。

今回の補正予算で出させていただいておりますのが、自家でいいですか、持ち家であっても、店舗借りられているところであっても不公平感がなく、ないように、コロナの影響を受けられているところについては対応できるような施策として今回上げさせていただいているものでございます。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい。支援策を考える上でですね、苦情とかいろんな質問等の窓口の設置だけではなくてですね、独自、町独自の情報の収集や聞き取りが重要だと考えますが、これから先、もう既にですね、さまざまところに影響が出ているのは、ご承知の通りだと思いますが、町独自に現地に赴いてですね、職員の方もしくは、ほかの方にですね、聞き取りをすることってというのは考えていらっしゃるのでしょうか。

やっぱり話を聞いてもらえないっていう話が十分ありましたので、たとえですね意見が聞けなくてもですね、空振りに終わったとしてもその姿勢が動いているという姿勢が大事だと思うのですが、その辺はどうか、お考えをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えさせていただきたいと思います。行政の方ですべての事業所を回るっていうのは非常に困難なところがございます、それぞれの支援団体として商工会がありますし、任意の団体であります料飲店組合等があるかと思っております。経済対策としての相談窓口としては、そのほかに金融機関等もございます。

そういったことで、我々は金融機関の方々、それから商工会の方々に意見交換をさせていただいたということでございますので、今後もそういったことは続けていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、情報収集とかですね、役場、多良木町役場の姿勢として町長の方はどう考えか、一言をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今回のコロナウイルス関係はですね、人吉市のアンジェリーク平安ですかね、ああいうふうな大きな企業がいろんなことを言われてましたけど、形としては倒産するというようなことで非常にいろんな各方面に影響が及んでくるんですね。

それに対して、行政として、公平な形で皆さんに給付を、お金を給付するということは非常にバランス的に難しいんですね。どこが売り上げが減っていったって、どこは通常のままであるとかいうのは、なかなかそれは商工会のほう通してもらって、雇用調整助成金とか持続化交付金の今度、今申請をしてもらってますけど、これなかなか面倒だという話があるんですが、これは頑張っていてください、ぜひそのお金を取得していただければなというふうに思ってます。それに該当しないところを町の方でお手伝いをしていくということが肝要かと思ってます。

5月15日に飲食店の方々来ていただいて、いろいろとご意見を拝聴しました。現在ですね、先ほどちょっと資料を見たんですが、家賃補助の方がですね、270万ほど今交付が、予定が決まっています。それは家賃をまず払いながら営業されてる方々のみですので、もし家賃を、家賃を払わないというか自宅で仕事をやっておられる方々にはそれは恩恵がないということですね、先ほどおっしゃったのはですね。だから、そこまでやるんだったら、やはり何らかの方法をとっていかなくてはならないかなというふうに思ってます。どれぐらい減収をして、どれぐらい去年と比較したら厳しくなったのかとかですね。その辺の事情を聞きながら、それはその部分は商工会の方に帳簿等で確認をしてもらってる状況です。このやり方としてはフェアだと思います。

1番わかりやすいのは、仕事をされてる、商売をされてる方々、多良木町には、企画観光課の調べでは700ほどそういう業態があるというふうに聞いてますけど、その中に例えば、一律にですね、30万例えば給付するとしたら2億1000万かかるんですね。基金を取り崩せば、それはできないことはないかもしれませんが、もらえた方はいいんですけど、もらえなかった方に今度また不公平が不公平感が出てくるということがありますので、そこらあたりはやはりこれから慎重に考えながら、救済策を、手を打っていききたいというふうに思ってます。

2次補正が12日だったですかね、参議院の、参議院本会議を通過して可決されるということですので、そしたら、もうすでに準備をしてありますので、各省庁のホームページには、それがすぐ出ると思います。それを見ながら、関係各課と対応を考えていききたいというふうに思ってます。

公的なお金を使うにはやはり段階を踏んだ、きちんとした手続が必要ですので、それはやはり議会の方々がチェックをしてずっといただいているから出し方には問題ないと思うんですが、そこらあたりで、議会の方々にチェックを入れてもらいながら、次の対策第3、第4の対策をですね、打っていききたいというふうに思ってます。

ところで、議員のほうがですね、通告書にないことをずっと聞いておられますので、職員がちょっと困ってるので、聞きたいことは全部通告書に書いていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 今、答えていただきましたが、一般財源等を崩してのですね、いろんな給付金等も、もしかしたらこれから先、考えていただけたらと思います。

いろんなところでですね今、考え方としていろんな手続はあるのですが、多良木町自体がですね、逆を言えばコロナに関連してですね、コロナ対策で逆にもうかったというぐらいのことがあっても私自身はいいような気がします。

先ほど言われたように不平等感があって、要するにもともと損失の部分を埋めるっていうのがもともとの考え方でしょうが、コロナ、幸いにも発生してませんのでコロナの方自体がですね、なので、ありとあらゆる関連性を考えていろいろ補助金等の申請も出していただいて、いろいろ予算をとっていただいて、考え方としては、町民の方がコロナで若干プラスになったぐらいの勢いの話をされてもいいのかなという気はします。

もう一度確認のために、これから先、コロナが発生するっていうことも考えられますので、

その支援策としてですね、基金もしくは財政調整基金ですかね、等、取り崩しての給付金など、ほかの他町村でもやっておられますが、これから先発生してまたもう 1 段階落ち込むってなった場合にですね、それ自体を全く考えておられないのか、これはもう予想でしかないのですが、そこをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、本当はこれから厳しくなってくるんじゃないかなと思うんですよね。今はまだ入り口なので、これから厳しくなってくると思いますので、今の多良木町には基金が 30 億まではありませんががありますので、どうしてもやはり対応しなくちゃならないという時にはですね、そこらあたりも議会の方にご相談しなくちゃならないかなというふうに思ってます。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 今話をしていただきましたが、先ほど公民館の話もしましたよね。そういうあの町民の方からの意見が出た場合にその予算の方に組み込んでもらえますか、予算を予算付けしてもらおうということ自体は話し合い自体はされていたのでしょうか。

コロナに関連した避難所のことですので、その辺の話し合いの内容としてはどうなんでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、やはり想定外ということもありますので、そこらあたりは考えていかなきゃいけないと思うんですが、今、総務課長の方はそこまで想定はしてないと自主避難所なので、みんなが避難すると、災害のときにですね、皆さんが避難するということではなくて危険なところから、にあった方が、方だけが避難されるということになりますので、あとは自宅の方で待機されとかですね、みんなが公民館にこられているわけではないので、公民館に避難をしてこられるような場所を特定できればですね、どうしてもそこにそういう施設、エアコンとかそれから防災関係の設備ですね、設備とか備品とかそういうものを置いておかねばならないっていうことがわかれば、その時点で対応はできると思いますので、そこらあたりは議会の方に町の方で一応そこ調べてましてですね、あと議会にご相談をするということになるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） はい、前例の、コロナに対してはですね、前例のないことばかりの対応で、すべてにおいて手探りなのはわかりますが、スピード感を持った対応が必要な今回のような場合には、執行部や町長のリーダーシップもしくは政治判断が非常に大事だと思いますので、思い切った立案もしくは支援をですね、期待しつつ、次の最後の質問に移らせていただきます。

緊急事態宣言は解除されているのですが、元の日常に戻るためには、段階的な緩和をしていく必要があると思うのですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 4 分間しゃべらせてください。はい、きのうの答弁でも申し上げましたが、日本総研の見通しでもですね、元の状態に戻るのは 2022 年、平成 4 年、令和 4 年ですよね、という見解が示されておりますので、これからなるべく早く元通りの生活ができるようにですね、行政も努力をしていくつもりです。

以前と同じ状態に戻るには多少時間がかかると思いますので、昨日、同僚議員の方から新しい生活様式というのは新しい自粛ではないかというふうにおっしゃいましたが、そのような面は確かにあると思います。通常の状態に戻るためには、感染予防と経済回復をバランスよく実行していくことが重要だというふうに思ってます。

そのための方策としては、内閣から出されております新型コロナウイルス感染症対策の基

本的対処方針というのが出てるんですが、その中で示されております緊急事態宣言解除後、5月25日以降っていう意味ですが、の都道府県における取り組み等というのがありまして、それに沿って町も段階的な緩和に取り組んでいきたいというふうに考えております。

この緊急事態宣言後の都道府県における取り組み等によりまして、また出てきますが、新しい生活様式が社会経済全体に定着するまで一定の移行期間を設けるっていうこととして、おおむね3週間ごとに地域の感染状況、それから感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛ですね、それからイベント等の開催制限、そしてイベント人数制限、それから施設の使用制限、こういった要請を段階的に緩和するというふうになってます。

経済的な部分では、昨日の答弁で申し上げましたとおり、若干かぶりますが、新型コロナウイルスによってですね、地域の経済がこれだけダメージを受けたので、これまでのコロナウイルス対策の関係予算は国の交付金、それから先日、事業計画書を提出しております地方創生の臨時交付金ですね、これが8600万がありまして1億を超える一応要求はしております。どれだけ認められるかはこれからなんですが、一般財源で約2800万ほどの予算になっております。ぜひこれをご利用いただければというふうに思ってます。また、テイクアウトとかデリバリーあたりですね、今利用しておりますので、ぜひこれも各事業所で利用していただければなど、飲食店を応援していただければなどというふうに思ってますので、そこらあたりは飲食店を利用してもらおうということで、こないだ課長会でもですね、職員の方々にお願いをしたところでした。これは3回ほどお願いをしております。

それから、各担当課の先ほど企画観光課ですね、の課長の答弁にありましたけれども、第2次補正予算の内容が少しずつわかってきております。雇用調整助成金も当初の1人当たり1日8830円から1万5000円に金額が上がっておりますので、ぜひこれは取っていただきたいというふうに思います。期間も9月まで延長されるということですので、ぜひ頑張って、これを取得していただければというふうに思ってます。先ほど言いました各省庁のホームページにもですね、出ますので、議員の方々も、ぜひそれを見ていただければというふうに思ってます。

ガイドラインに沿ったですね、お知らせを先ほど議員もおっしゃいましたが、周知することが大事であるということが私もそれは思いますので、ぜひ周知をしていきたい、住民の方々にですね、できれば、そのなんていいですかね、なかなか回覧見ていただかないので、そこらあたり見ていただくような努力もせんといかんかなというふうに思ってますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これから、第2次の補正予算が出ますので、景気浮揚策については、補正予算で国の景気浮揚策を活用させていただきながら、今度また、地方創生交付金が新たに1億円以外に、1兆円以外にまたこれ町村には2兆円ほど出るということですので、それも使いながらですね、それから商工会、それからJAさん、そして畜産農協、森林組合、そういった各団体の皆さんと情報共有しながら、改めてどこにほんとに支援が必要なのかということですね、しっかりと踏まえながら、各段階的により効果的な景気浮揚策をやってきたいというふうに思ってますので、ちょっとそこらあたりを見ていただければなどというふうに思っております。

ただ先ほど議員おっしゃったようにですね、基金を取り崩して、それを皆さんのなんですかね、援助する、そういうことも、やっていかなければならないことが出てくるかもしれませんので、その時はですね、バランスのとれた施策をとっていききたいと思いますのでぜひ、議員の皆さん方には、そこをご理解いただければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 町長も言われたようにですね、元の日常と言いましたが、日常がですね、もう今までとは全然違った新しい日常ににしか戻れないっていう町民への周知へのですね、必要性があると思います。テレビでも連日ですね、緩和のことにいろいろ言われ

てますが、内容自体がですね、映画館のことであったりキャバレーのことであったり、多良木、本町にですね、ないような施設等々のですね、周知がしておりました。

放送の方でも緩和のことはいろいろ注意喚起も放送でも流れていましたが、本町にほんとにあった放送内容なのかなあと。例を挙げますとですね、世代間交流グラウンドが全く使用禁止になってましたよね。そのとき世代間交流グラウンド以外なら練習はしていいだろうというような認識で練習等をされている方々がいました。間違っただけの理解の仕方ですね。ここを使わなければいいだろうと、コロナ対策ではなくてですね、そういう感じ方もありますので、できればここはこのぐらいの人数なら緩和されてます。ただ飲みの席だったら家族単位なら、今のところ緩和できますよとか。多くても 10 人程度なら大丈夫ですよとか。そっちの方の、多良木町にあったですね、周知の仕方の方が大事だと思いますが、熊本県とかそういう何かあった場合ですね、そのまんまそれを流さないといけないみたいな何か決まりというのかあるんですかね。

もっというと地方交付金ですかね、給付金ですね。あれもなんですかね、ピンって書く欄があって、かなり間違っただけの方もいらっしやったと思うんですが、あれも町独自に書き換えて、その内容を書き換えてやったりすることはできなかったんでしょうかね。県、国から来たやつは内容も含めて、放送内容も含めてそのまんま流す必要があるのか、そこをちょっとお伺いしたいんですが、どうなんですかね。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。様式につきましては、国が示した様式を基準にしておりますが、ちょっと間違いやすいところについては、町の方で修正をしてお配りをいたしております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） じゃあ、放送内容とかのことにしても多分町独自でその内容を変えて、その例えば、体育館を使うためには、これぐらいでお願いしますとかっていう基準に沿って具体的な人数等で放送することは可能なんですかね。どうなんですかね。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。施設の利用に関しては特に放送はいたしておりません。放送する内容についても、町で独自の放送は流していいことになっておりますが、施設利用に関しましては、こういった状態でございましたので制限をずっといたしておりました。

段階的に緩和をしてきましたが、もう施設については、利用されたい方はもうどんどん問い合わせをされておりましたので、もうあえて逆に放送しない方がよいのではという判断でその施設の利用に関しては放送をいたしておりません。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） もう一つお聞きしますが、実際のコロナがもう一回でた場合ですね、どの段階まで戻るのかお答えできればお答えしていただきたいんですが、もう 1 人でも九州じゃなくて、熊本県で出た場合は、すべて元の状態に、すべてストップっていう形に、それとも人吉球磨っていう形になるんですかね。

国からいろんな資料が出て、2 次感染、皆さん心配するのにだれも答えを持っていらっしやらないので、自治体の判断になるのか、国県の判断なのかその辺がちょっとわからないので、その辺がどうなのか、ちょっと聞いてみたいんですがどうでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 発生した場合には、先ほど繰り返してますが、健康・保険課長も言いましたけど、人吉保健所の指示に従うということになってるんですけど、ただ、多良木で発生したとか、お隣の湯前で発生したとかいうことになった場合には、これは私としては、

元通りの緊急事態の宣言の解除以前に、返して、返さなければならないんじゃないかなと私は思ってます。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） はい、本町はですね、幸いにもコロナの感染者が出ていないので、さまざまな対応策、予算等はですねこれから第2次、さっき言われましたが、考え方としては、コロナの減収とか影響があるところの補てんとしてのお金を考えるべきでしょうが、国や県も今からまたいろいろ支援策を出してくると思いますので、コロナ対策支援で、我が多良木町はいろいろな職種の方が収支がプラスになったというくらいの町長のリーダーシップもしくは執行部のですね、主導権を持った役場職員一体になってですね、支援策をみずから探し出していただいて町民の方に語りかけるぐらいのことを期待してですね、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これで12 番落合健治さんの一般質問を終わります。

日程第2 多良木町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第2、多良木町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、いずれも地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、いずれも議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、前田榮功さん、満谷恭享さん、筑紫茂さん、林田忠さん。

以上4名の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました前田榮功さん、満谷恭享さん、筑紫茂さん、林田忠さん以上4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。第1順位、緒方征枝さん、第2順位、恒松一廣さん、第3順位、岩崎止夫さん、第4順位、山崎隆一さん以上4名の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、緒方征枝さん、第2順位、恒松一廣さん、第3順位、岩崎止夫さん、第4順位、山崎隆一さん以上4名の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第3 「発議第1号」 多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第3、発議第1号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5 番村山昇さん。

○5番（村山昇君） 発議第1号、令和2年6月10日、多良木町議会議長 高橋 裕子様。

提出者 議会議員 村山 昇。

賛成者 議会議員 林田 俊策、賛成者 議会議員 魚住 憲一。

多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて。

上記の議案を別紙のとおり多良木町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出する。

提出の理由

新型コロナウイルス感染症による影響は、本町の雇用や営業に及んでおり、町民生活や多種事業者への多大な不安と経済的損害を伴っている。

町はこれまで独自の支援策を講じているが、今後も地域経済の低迷が予測される中、国とともに町民生活への可能な限りの支援が求められてくる。

町議会として、深刻な影響を受けている町民や事業者に寄り添い、支援の姿勢を示すためにも、町議会議員の報酬を令和2年7月に限り、10万円減額する議案を提出するものである。

この令和2年7月に限り、10万円を減額するという意味でございますけれども、これは私も国からのコロナ対策の中で、国の血税の中より特別定額給付金というのが給付されました。これを私も給付を受けました。

その中で、多良木町より報酬を受けております。多良木町の血税の中から報酬を受けておる中に、議員として私は10万円の給付を受けたこれを町の血税の方に財源の振替をお願いするという意味でのこの7月分に限り10万円を減額するという意味でございます。報酬を減額するということでございます。

このことについて給付金、これ本末転倒とかパフォーマンスとかいうことも言われますけれども、私は議会議員として、この給付を受けた血税を町の血税の報酬の中の一部として利用をさせていただければいいんじゃないかというのが1番の得策だと思いますので、ここに提案をしたわけでございます。

以上で終わります。あと内容については、議会事務局長より説明をお願いしたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 事務局長。

○議会事務局長（林田浩之君） それでは、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

配付してあります発議第1号の資料2枚目になります。

多良木町報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年多良木町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加えるというものです。新旧対照表を用意しておりますので、資料3枚目

をご覧ください。

改正後の欄です。第3項、議員の報酬額は、令和2年7月に限り、別表第1議会の項報酬額欄に定める額より10万円を減じて得た額とする。附則、この条例は公布の日から施行するとするものです。以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 以上で説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

答弁者5番村山昇さん、答弁席へお願いいたします。

7番源嶋さん。

○7番（源嶋たまみさん） 二つほど伺いたいと思います。

あつてはならないことなんですけども、この新型コロナの第2波、第3波がきて、今回と同じように特別定額給付金がまたもらえることになったとします。そのときも今回のように報酬の削減の発議をされるのか。

また、議員報酬削減が職員やほかの団体にも影響するとは思われないのかお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） 今回限りじゃなくして、また第2波、3波ときた場合の給付金の問題は、きてみないとわからないと思いますので、またそのときに議員として考えていきたいというふうに思っております。

ほすると、ほかの方の団体、これは私はあくまでも議員として、議会の活動の中での問題と考えておりますので、ほかの団体の問題については、私は発言はできないと思います。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 第2波、第3波はそのときにきてみないとわからないとおっしゃったんですけども、今回、給付金をもらったことでそれを減、報酬、議員は寄附行為ができないので、その分報酬を引いてっていう発議だと思うんですけども、またこの発議がとおったとすると、やはり次回このまた給付金がいいただけになった時は、そういう発議をされるのが、今度の趣旨、議員の趣旨に合うと思うんですけども、きてみないとわからないって言われると、じゃあ今回もしなくてもいいんじゃないですかっていうふうに言いたくなるんですけども、もう一度そこ答弁をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） それは今回は、国民全体にということできたわけですがけれども、これは希望する希望しないとありましたけれども、私は希望しました。希望して国民としてもらった。

ただ、多良木町の議会として、多良木町の影響、町のいろいろな支援策を考えてみると、寄附をしたいけれども、議員としてはできないということならば、この財源を振替えることの方がいいんじゃないかということで10万円を。全額じゃなくしてですね、報酬の。もらった分だけの財源振替という意味で、7月分だけの10万円ということですので、今回またこの次もきたというときに、またこのようなことの給付金があった時には、またその時にいろいろと皆さんと協議をして、協議の中でやっていかないと、私も協議をしたわけですがけれども、何ら代案、対案がなかったということで、私出させていただきました。

そういうことですので、きた場合にはまたそれぞれの議員の中でも協議をされるし、また出すべきであれば出すことになろうかと思います。

○議長（高橋裕子さん） 7番。3回目です。

○7番（源嶋たまみさん） はい、最後になりますけども、今回の給付金は辞退すると国へ返さなければいけないというふうに聞きました。

私たち議員としては、その返され、受け取ら、受けられなかった人たちの分を国へ返すんじゃなくて、町の方で使えるように国へ要望していくのが私たちの議員の仕事だと思うんですけども、その点についてはどういうふうに思われますか。

○議長（高橋裕子さん） 5 番。

○5 番（村山昇君） これは国民の 1 人としてもらった金額を、私は議員として多良木町の報酬の方の財源に振替えるというような意味で今回 10 万円を出させていただいておりますので、給付金をはもらっておりますので、返すということではなくして、この財源振替的なことですので、そこは返す必要ないんじゃないかというふうに思いますけれども。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。11 番猪原さん。

○11 番（猪原清君） 3 点質問いたします。すいません、提出の理由にある、下から 3 段目の町民や事業者に寄り添いという文言ですけど、この寄り添い、寄り添うという意味はどういう意味かということと、他町村がやっております、議員の視察研修等の費用で実行しなかったからその分を予算に返還しますと、そういうことは考えられなかったのかってというのが 2 点で、この減額した報酬 12 名分 120 万、予算のどの部分に充てるのか、どのような扱い方を想定しておられるのか、3 点お聞きします。

○議長（高橋裕子さん） 5 番。

○5 番（村山昇君） 町民や事業者に寄り添いということですが、今、多良木町の色々な町民の方々、事業者の方々、それぞれ町の支援、あるいは県県の支援を受けながらされておられる方がいろいろとおられます。そういう方々に対しても、やっぱり議会としてはそういう姿勢を示す方がいいんじゃないか、それだけやっぱり寄り添う必要があるんじゃないかというふうに思い、ここに書かせていただきました。

また研修費の削減等については、これは議会全体で議員の全体で考えてすべきだと思いますので、その点については今のところ私は考えておりません。

○議長（高橋裕子さん） 三つの質問をされてますけれども、報酬の使い方をどう考えていらっしゃるかということはまだおっしゃられてない。

○5 番（村山昇君） 報酬の使い方、あといろいろとまた町の方でも支援策というのは考えていらっしゃると思いますので、その財源等に充てられるんじゃないかというふうに。

私がどれに使えるというようなことでの削減ではございませんので。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原清君） ということは寄り添うということは、いわゆる言い方を変えると議員の身を切るということですか。それが 1 点目に関するもう 1 回、2 回目の質問ですね。

議会費、視察研修それはまたあの金額がまたいろいろこの 120 万とも違ってきますので、その辺、継続的に支援するために、そちらの減額した報酬 120 万というより、継続的に支援するという意味合いではもうちょっと金額的な面に関しても考えられなかったのかってということと、使い道ですね。それが果たして有効に町の対策として使われるのか。商品券 1 人 5,000 円配っても 4,800 万掛かりますので、その辺でその金額の大小とは関係ないと言われるかもしれませんが、その辺の意味合いからしてその減額の 10 万円が意味するところ、その効果を考えての提案でしょうか。

○5 番（村山昇君） いろいろ言われましたけれども、事業者に寄り添うと言うのは身を切るというようなことを言われましたが、議会議員としては一応、町民や事業者に対して、寄り添うという必要はこのコロナの感染対策からしてもあるんじゃないかというふうに私は議会人として思うということでございます。

それから、10 万円の使い方とか、そういう問題、金額が 10 万円ということは、先ほども言いましたように、国からの給付金が 10 万円いただきましたので、この 10 万円を報酬の方からの財源に振替えるという意味で 10 万円ということですよ。

これ、利用の仕方というのは、今も一般財源等が出されておりますので、いろいろな支援策の方で使われるというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。3 回目です。

○11番（猪原清君） 寄り添うということが議員の報酬の減額につながるということですね。

それとその削減した報酬 120 万はもう自由に、自由にというか対策で使っていただくという、こういう意味ですね。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。2 番中村さん。

○2番（中村正徳君） お聞きをいたします。先日、5 月の 25 日、全員協議会が開催されたわけですが、その折に、提出者村山議員の方から報酬削減についての話が出されました。それでいろいろと議長の方から一人一人の議員さんの考え方、意見を聞かれました。

その中で、議長も含めて報酬削減はやるべきではない、何かほかの方法があるんじゃないかということで、一人一人聞かれた結果、皆さんの意見は大まかに大体集約しますと、その定額給付金 10 万円については、地元で消費を図っていくことがいいんじゃないかということで、今、あえて議員の報酬を削減するよりも、景気の回復を図ることが必要ではないかというような意見が出されました。

先ほどの質疑の中で代案がなかった、これが 1 番得策であるというなことを言われましたけども、私は 3 名の方が提出者と一緒の考えで賛成をされておりましたけども、ほとんどの、先ほど言いましたようにほとんどの議員は議員報酬を削減するべきではないと述べられているのに、それに関わらず、なぜあえて発議を出されるのか、その趣旨をお聞きしたい。

私はこの発議が通らないということはわかっておられて、パフォーマンスをされているんじゃないかと思いますが、そのことについてどのように思われるかお聞きをいたします。

○議長（高橋裕子さん） 5 番。

○5番（村山昇君） パフォーマンスでも何でもありません。これは、私はここに書いてありますように、やはりこの深刻な影響を受けている、それは町で使えば、あるいは、いろいろな方々といろいろなことをすれば、町に金が落ちる。そういうこともあろうかと思えますけれども、それではやっぱりそう姿勢を示すためには、この寄り添う議員としての態度がなかなか見えないじゃないかというふうに思いまして、普段からいろいろと利用はさせていただいておりますけれども、この 10 万円の給付を受けた、これは議員としてやっぱり報酬を受けて、コロナのために報酬が削減されたならばですね、こういうことは出さなくてもいいわけですが、報酬はそのままですので、国からの給付金をそのままこちらの方の財源に充てるという意味での減額ということでございますので、対案がなかったというなことで、全協の中ではいろいろと話が出ましたけれども、私はそういうことで今回発議をさせていただいたということでございます。

○議長（高橋裕子さん） 2 番中村さん。

○2番（中村正徳君） 今回、一般質問の中にも 4 名の方が一般質問されましたけども、その全ての方が新型コロナウイルス感染症については、危惧をされております。経済が低迷している、多良木の事業者の方々も大変苦しんでおられるっていう状況もわかっておられて一般質問を執行部にされております。

執行部の方もその対策として、第 2 次補正の方でもまた対策を練っていくということで、今、商店街のみならず、幅広く全業種の方に対策をとってこうという考えを持っておられます。

私たち議員も先ほども言いましたように、消費拡大については、鋭意努力をしていくということで考えております。その中で、一生懸命皆さん考えておられる中で、今回提出された方が 10 万円定額給付金をもらったからその分だけを議員の報酬として削減するというような説明でございますけども、私はそれでは説得力がないと思います。

議員報酬を私たちの任期期間中、継続的にずっと削減するというのであればいいんですけども、今後また国の方から 10 万円の定額給付金なり、何らかの方法での全国民に対する給付金が付与された場合に、その時にはまた協議してやっていきたいというような答弁でござい

ましたけども、私はやっぱりこういう自分たちに与えられてる報酬をここで削減するではなくて、対案を協議する、今後も協議していく必要があると思いますけども、そのことについては、どのように思われますか。

○議長（高橋裕子さん） 5 番。

○5 番（村山昇君） 今回出しましたのは、先ほどから言いますように、今回、国からの給付金が 10 万円出ましたので、それを私は議員として今回の 7 月分に限り 10 万円をというな事で提案をさせていただいておりますので、今回の問題について、また今度きた場合にはということと言われますけれども、そのときはまたいろいろと先ほどから言いますように協議を皆さんとしていきながら、その対案がまた皆さんで出ていろいろなことで発議ができるような状態ならばですね、議会としての支援の姿勢を示す状態であれば、それでいいんじゃないかというふうに思いますけれども、今回の場合には、こういうことで私は議会としての議員としての姿勢を示すための発議ということでございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

12 時になりましたけれども、引き続き討論までいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に反対の発言を許可します。

10 番宇佐さん。

○10 番（宇佐信行君） 私は反対の立場で討論を行います。

現在、新型コロナウイルス感染症により、本町民の経済生活に多大なる影響をもたらしております。

現在、感染の第 2 波、また第 3 波がくる可能性や、感染症が長引く懸念されており、町としては支援策を講じているのは、段階である。議会としては、町執行部、農林商工団体等との意見交換を十分し、現状把握し、総合的な経済支援策を考えることが最重点目標ではないかと思うことであります。

今後、長期的に支援できるような体制づくりを構築することが最優先課題ではないかと考えるところであります。

よって、現段階としては、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては反対をいたします。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

3 番林田俊策議員。

○3 番（林田俊策君） 皆さん、この新型コロナの非常事態の中で、小さい子どもたちは自らの手で医療ガウンを作り、また、熊本の刑務所の受刑者の中でも療養用ガウンを作り、自ら何ができるかを考え、やっております。婦人会の方はマスクを作り、また、多良木の企業の中でも、コロナの影響を受けながらも消毒液を作り、また、マスクを買い、そして寄附をなされております。あの有名な ZOZO の前澤社長は、ひとり親応援基金をつくり、10 万円を 1 万人の方に。本町にも私が聞きましたところ、お父様がうちの娘が当たってありがたいというふうに言われておりました。

自分たちに何ができるのかを主体的に考えて、自らできることをやる。そのことを組織の売名行為だとか、企業の宣伝、イメージアップ、パフォーマンスだという人がいるならば、それは悲しいと思います。残念でなりません。

このことを昨日の一般質問でもありましたように、SNS 等で批判される方にはやめてほしいと思っております。このような方々は、自ら何ができるのかを自主的に精いっぱい考えてや

ってきておられる事に感謝し、敬意を表したいと思います。

そこで議会は町民とともにあり、一緒に歩むべきで、今町民のためにこの議会が何ができるのか、自ら主体的に考えるべきであります。議会人として特別給付金の 10 万円を町で消費すること、これは町民全員がやることであります。これは心得るべきことでもあります。みんながやるべきことで、また、今までもやってきたことであります。このことだけを声高に言うことや、国の 2 次補正の使い道の論議をやっていけばいいということだけで、本当に議会はいいのか、そういう疑問を私は持っております。議会として何ができるのか、これが問われています。

今回の 10 万円報酬削減は報酬ということではありますが、公職選挙法の関係で、実質的には特別給付金金額と同額で生活給の削減には当たらず、議員も確かに多少なりともコロナの影響は受けていることは否めませんが、6 月には血税の中からボーナスもいただくのです。何も普通の年とは変わらぬ金額をいただくこととなります。我々よりまだ困っている人が多数いることも否めないと思います。

新型コロナ対策では、経済対策が今 1 番重要な課題であるということは議員全員が全部で認識していることであります。このときに、経済の語源である経世済民の心で民を 1 人でも救済することができれば議会の本望ではありませんか。この対策を報酬削減という報酬問題にすり替えることなく、また自らの身を切ることなく、執行部から出た案に賛成し、まだ困っている人たちがいることを知りつつ、身を切ることなく執行部に対し、あれをやれ、これをやれと言うことだけが、このことこそが町民から見ればただのパフォーマンスだと思われるんじゃないでしょうか。

執行部に対してはスピード感を持ってやれって言われるときに、我々が提案し対案を出してくれとそれを言ったときに、ほかの町村の動向を見てと。我々の行動を決めるのに、よその町村、よその団体組織。我々が何をやるべきかっていうことが問われているのです。我々こそがスピード感を持って決めるべきじゃないでしょうか。

この間、1 カ月余りの中で対案が出されない。我々はこれがベストだとは思っておりません。本来の給付はご褒美ではなく、給料が著しく減っている暮らしていけない人のための給付であり、報酬と給付は違うといったご都合主義で解釈するべきではありません。

我々が議会に当選してきたことの思い出し、町民に寄り添い町民のために何ができるかという思いを、立候補したときの気持ちを思い出してください。今議会として政治姿勢が問われているのです。我々議会が何を思い、何をなすべきか、議会がやれることがあるのにやらない、議会の沈黙は隣人の死だという危機意識を持ち、今からコロナ経済苦で自殺者も増えていくとの危惧や孤独死といった、この 100 年に 1 度の危機の中で私たちは 10 万円で私自身の議員の魂を売るようなことはしたくない。

義を見てせざるは勇なきなり。やらなければいけないことを知りつつ、やらないことは勇気がないことだと思います。この非常事態の中で議員として人生の中で自らの政治信条に従い、悔いを残すことなく、同僚議員お一人お一人にお考えいただき賛同していただくことをこの発議の賛成討論としたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

8 番豊永さん。

○8 番（豊永好人君） 私は反対討論をします。なぜならば、先ほど質疑ありました全員協議会の中でも沢山いろんな話が議題が出ました。それを、それを無視して、この発議を出すということは、野球に例えれば、珍プレー、ワンマンプレーしか思えません。

この一定給付金は、国民一人一人に給付されたもので、議員も国民であります。いろいろと 10 万円の使い道を束縛されることはできないと思います。であれば、議員懇談会の中で、8 人の方が声を高くして、町の活性化のために金を使おうでないかいうことをなぜ議運長の諮

間で諮り、まとめていくということが私は1番大事なことだと思います。

それで、今、幅広く多良木町に商品を買う、金を落とす、町民喜んでもらうと、そういうことが私は1番だと思います。ということで私は何をしたかと言いますと、時計を買いました。油も買いました。ほとんど使えます。皆さん、うれしいね、手を握って喜びました。そういうことで、まずはですね、人吉新聞社、いろいろ報道を見ますと、この給付金を何に使ったかという、ほとんどの方が地元でお金を使うと。貯蓄したのは人吉新聞社では100人に10人でした。それを考えてみると、やはり地元で使うということが1番大事だと思います。

それと、もう一つは、本町でも財政の硬直はしてますよ、まだまだまだまだ本町財政はひっ迫してない。それを考えてですね、今度また第2、第3、第4次のコロナ対策、コロナ被害が出てくるときは、やはりあの議員、議員懇談会でしっかりとした論議をし、その中で議論が出たあれば、議員の報酬は1年間でもかってを変えません。それはあくまでも全員が一致の上です。

今後、私も議員カットに対しては、あさかも異論ありません。ただ、議員は12名しきやいませんので、論議をされて、皆様の議員一人一人の全会一致であれば、私はいささかもこの報酬カットには異論はありません。十分な論議はされてない今回の発議には強く強く反対します。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

6番魚住さん。

○6番（魚住憲一君） 私は発議に対して賛成の立場で答弁いたします。これまで議員も町民の皆さんもまだまだ困っている方がおられることは十分に認識されてると思います。まだまだ救いの手の足りない大学生を持つ家庭にはその救いの必要性があると思われ、そのような方を今回、我々議会の思いの金額を町民の皆様のために使っていただくことが今議会のできることの一つの手段と考え、今、議員が独自で何をやるのか問われています。

今回の10万円減額は議会として、議員として何ができるか対案があればと思っていましたが、ほかに現在何も出てきません。

今後、第2波がくるかもしれませんが、今日まで医療現場ではまさに医師や看護師が命がけで仕事をしています。議員が10万円の特別給付を受け、そのまま町に寄附することは公職選挙法に触れますので、今回、苦肉の策として、コロナ対策の施策の一部として使うことは議会ができることだと思います。

執行部から出た対策に単にそれを議会で認めて行くことだけではなく、このような非常事態の中で、町民が何を議会に期待し、何を求めているのか、議会が非常事態のとき真に信頼できる議会人として何をなすべきか、何ができるのかを考えると、この発議は賛成していくべきと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

11番猪原さん。

○11番（猪原清君） 私は多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

そもそも定額給付金は全国民に一律に給付される、いわば今回の国難とも言える事態に際し、地域を支援するための給付であります。議員報酬の減額とは全く意味合いが違います。関係がありません。特別給付金の趣旨は、幅広く地域経済活性化のための消費を促すもので、報酬減額は給付目的とは違います。

寄り添うということを提出議員も言われましたけど、これが身を切るという意味であれば、自分には給付金が必要ないということで、定額給付金支給申請の段階で希望しないということにチェックをすればいいだけのことです。もし議員報酬を減額となると、先ほど提案者も質疑のところで言われましたけど、対策のために給与・報酬を削減するという項目がない

と言われましたけど、それこそ他の公務員、他の町村議会、区長会等にまで少なからずの影響を与えることは必至であります。

SNSの話も出ましたが、最近でも熊本市長の賞与削減に対し職員へのプレッシャーになるのではないかという意見もありました。賛成の意見もあります、批判の意見もSNSでは出てきます。議員が報酬削減をしたから、では町は町の職員給与を削減しますとは簡単にいかないはずです。職員にとっては生活給であります。議員報酬も議員活動としての対価であり、必要経費であり、視察研修等の経費に対する予算措置とはまた異なるものであります。1人に10万円給付されたから10万円報酬減額するというのは議員が考える対策としてはあまりにも発想が単純であります。

さらに本当に事業収入が落ち込んで極端に厳しい、先が見えないという事業所等に対しては、既に国の一次補正で出ております持続化給付金、法人200万、フリーランス100万等の給付を受けることができます。例えば議員ができることは何があるのかと、それで単純にじゃあ10万減額しますということではありません。

今後、終わりの見えないこの事態に際し、継続的にどういう対策を打っていけばいいのか、終わりは見えないこのトンネルの中にいるときに対し、継続的な支援そこを討論し考え議論するのが議員の仕事ではないですか。議員の仕事がただ単にお金を返して、はい予算に入れてください。これで終われば本当に情けない議員の仕事です。

定額給付金は、国民一人一人、町民一人一人の事情で一人一人で考えることであります。実際に私も都会で働いている長男が長期休業してます、会社が休みです。そこに多良木町の米、メロン、自分で買って自分で送りました。そういうことに使うわけですよ、議員も町民の1人ですから。ですから、こういう議員報酬の減額1カ月、はい、議員はやりました。それは恐らく町民から見てどのぐらいの理解が得るもの、得られるものでしょうか。

私は多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案には反対いたします。

すいません。つけ加えておきます。先ほど公選法という話も出しましたが、議員報酬は自治法第203条で地方公共団体の議会の議員の職務遂行に対する反対給付を言うことがあります。ここでの注意点が支給期日が到来し、具体的に発生した報酬請求権は放棄することができ、相続、譲渡、質入れでもできると解されているが、議会の議員等については、公選法第199条の2の規定が適用され、議員報酬の返還及び請求権の放棄は同条の寄附に当たり禁止されるということを明記されております。これをつけ加えて反対討論といたします。

○議長（高橋裕子さん） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。ほかに討論はありませんか。12番落合さん。

○12番（落合健治君） 私は今回の発議に対し、反対いたします。私としては若い方にまず議員になっていただきたいという思いがあり、議員報酬は生活給ですので、簡単に扱うべきではないと考えます。

また10万円の給付金は、国民一人一人に給付されたもので、全く性質の違うものです。10万円という金額の設定も国から10万円の給付金があるからという提案ならば、まず、議員やほかの公務員の認識の波及も含め、コロナの被害を全く受けていないという前提のもとでの提案であり、大なり小なり被害を受けていると思っている私は承認できないということです。

それよりも給付金はきちんといただいた上で、各議員個人個人が町で消費をし、一般質問やコロナ対策の協議を通して、町民の方の声を反映しながら、コロナ収束まで対策や協議に力を注ぐことが議員や議会の本来の仕事ではないでしょうか。

また、議員個人での思いから出された発議ですが、議会運営委員長でもありますので、コロナの本当の収束もまだわからない今、議会として何ができるのか、もう少し協議をしていくべきではないでしょうか。以上、反対討論を終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに討論はありませんか。7番源嶋さん。

○7番（源嶋たまみさん） 私はこの発議に反対の立場で討論します。新型コロナウイルスにより、国民全員が何らかのダメージを受けています。

例えば低学年の小学生を持つ親にとっては、1人においては行けず仕事を辞めざるを得なかったり、親が辞められないので祖父母が辞めて面倒を見ていたり、留守番できる子どもたちでも家にいるので昼食を作りに戻ったり、会社に行けずテレワークでの仕事だったり、アルバイトがなくなって大学を辞めなければならないと思ってる学生もいます。

店員さんが毎日買い物かご一つ一つ消毒しているスーパーだったり、スポーツもできない、買い物にも安心していけない、あらゆるイベントの中止と自粛自粛と未だにその注意は人々の暮らしや経済に影響しています。

今回の特別定額給付金はそんな国民への給付であり、落ち込んだ地域経済を回す消費喚起のための給付で、報酬とは関係ないと思います。SNS等で公務員たたきが始まっており、議員報酬を削減することは公務員やほかの団体にも影響してくると思われます。7割から8割の人との接触を避けてくださいと言われても行政の仕事はそうはいきません。感染するかもしれないという不安にかられながらも町民のために仕事をしている人たちに影響を与えることはしたくありません。

球磨郡市にコロナを入れないとみんな頑張っています。深刻な影響を受けている町民や事業者に寄り添い、支援の姿勢を示したいという気持ちは皆同じです。給付金を受け取られなかった分は国へ返さなければならないと聞きました。受け取られなかった給付金はその町で使えるように国へ要望していくなど、報酬削減でなく、議員としてやるべきことがあると思いますので、私はこの発議に反対します。

○議長（高橋裕子さん） ほかに討論はありませんか。9番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） 私は反対の立場で討論をいたします。先ほどからさまざまな議論がなされましたが、今回のコロナ特別給付金については、コロナ禍で国民生活がひっ迫する中、困難な状況にある全国民へのお見舞いと支援する事業であります。

今回の発議が町民の支援になるようにとの提案であることは賛同できますし、私を含めて議員はすべて皆さんが思いを共有していると思います。しかし、議員の生活状況はさまざまです。学生や非正規で働く家族や親族がいたり、介護を必要とする家族がいたり、さまざまな形でコロナに関わって被害を受けておられる議員もおられるかと思います。また、現に負債を抱えておられる議員もおられるかもしれません。

コロナが収束するには、1年から2年かかるというふうに言われています。今後、予防策のマスクや消毒用アルコールなどの出費は必要であります。今後予測される第2波、第3波で感染者が出れば、就業制限を受けたり、あるいは医療費がかかるなどの事態も予測されます。こういう事情のもとでそれぞれが自主的に判断すべき特別給付金と引き換えに報酬を削減するというのであれば、まずは全員が納得合意できる内容であるべきだと思います。

多良木町の議員報酬23万2000円は厚生労働省が設定している標準生計費から見ても決して高過ぎる報酬にはなっておりません。他の自治体でなされているように、賞与の一部を減額したり、報酬の一定額を期間をかけて削減したり、あるいは議員の政務活動費の返上などさまざまな方法が考えられると思います。

事例としては、事情が異なりますが、例えば、事業所が懲戒処分で職員の給料を減額する場合であっても、労働基準法で上限が10分の1と制約があります。それは何よりも生活権を侵害しないようにとの趣旨からであります。

今回、7月1カ月で一気に生活給の半分近い10万円を減額する案が適切であるとは思えません。支援額と支援方法についてもさらなる検討の上に支援策が決められるべきであるというふうに私は考えます。したがって、この条例案には反対をいたします。以上です。

○議長（高橋裕子さん） ほかに討論はありませんか。2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 私も今回の発議に反対の立場で討論をいたします。議員は住民に選挙で選ばれたものであり、住民の代表としてその町村の意思を決定する最大の職務を持っております。その職務に対し対価、報酬が払われております。これを自ら報酬削減する発議を提出することは、職務放棄と言わざるを得ません。

今、議員のやるべきことは、町の経済状況を注視し、国による第2次補正予算、臨時交付金でございますけども、これらを活用し、住民の安心安全な生活を守ることが議員の職務であります。住民の代表として執行部と一体となり、1日も早く新型コロナウイルス感染症を収束させ、通常の生活を取り戻すために尽力すべきであります。

今回、国が全国民に対して給付した定額給付金と議員報酬削減案は全くの別問題であると思います。今、先ほども述べましたけども、私たちのやらなければいけないことは、これから何年先続くかわからないことに対する対策であります。もし多良木町でコロナウイルスが発生した場合は、今まで以上に大変な時期を迎えると思います。そのときには議員自ら自分たちの報酬を削減、あるいは返納するというような覚悟をもって住民の生活、安全安心を守るためにやらなければいけないことではないかと私は考えます。

対案がなかったとか、いろいろおっしゃいますけども、今、反対討論されてる皆さん方の意見を聞いてみますと、それぞれに対案を持って対案どうすべきかを語っておられます。今回提出された皆さん方も3名の方も今後、どうするかを考えて、ただ短絡的に定額給付金10万が来たから一気に10万円を削減しようというようなことではなく、もっと末長いコロナ対策に対する考え方を持ってもらって、本当に1日も早く収束させるために、みんなで頑張ろうではありませんか。

そのためには、私たち今反対してる議員も喜んで賛成をしたいと思います。そして、住民の安心安全を守るために、今後とも尽力していくというふうに思いますんで、私は今回の発議に対しましては、断固反対をいたします。以上です。

○議長（高橋裕子さん） ほかに討論はありませんか。4番坂口さん。

○4番（坂口幸法君） 今回の発議第1号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて反対の立場で討論いたします。

まず始めに、提出者が議会運営委員長であることに違和感を覚えます。議会運営委員会の権限と役割として、地方自治法109条3項で議会運営委員会の所管というのは法律で定められ、決まっております。①議会の運営に関する事項、②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、③議長の諮問に関する事項の三つであります。特に②の議会の会議規則、委員会に関する条例等について、平成3年の自治法改正の際に総務省が、②の議会の会議規則、委員会に関する条例の後に等を入れました。この等というのが何を示すのかといったときに、これは議員報酬条例を指すと総務省は回答しております。したがって、議会運営委員会の所管として議員報酬条例の調査、審査権限を当然持っているわけでありまして、議会運営委員長として調整が図られたのか疑問を感じます。

また今回、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、多くの自治体議会でも議員報酬の削減等の提案がなされており、ほとんどの議会で全議員賛成のもと提出されております。なので、今回の発議の提出の理由、町議会として深刻な影響を受けている町民や事業者に寄り添い、支援の姿勢を示すためにも、町議会の報酬を令和2年7月に限り10万円を減額するだけの一過性で終わってしまっていていいものかどうか議論が足りないではないか。

例えば地元商品券の購入やまた和歌山県有田川町議会では、有田川町独自の経済対策に必要な財源の一部に活用するため、全議員16名の賛同により議員報酬の削減を予定されているそうです。減額割合は、議長、副議長、議員それぞれ10%、期間については7月から9月までの3カ月間とし、6月議会の特別措置条例を議員提案されております。

今後、コロナ感染症が第2波、第3波が必ず来ると予想される中、町民一体となってこの危

機を乗り切るためにも、ここは一旦立ちどまって議会として何ができるのか、何をすべきなのか、今一度、議会運営委員長として調整を図っていただき、全議員賛同のもと、町民に寄り添い、支援の姿勢を示す気持ちは全議員みんな同じ気持ちだと思いますので、今一度、議会運営委員会で調整を図っていただき、今後の対策に対して、議会として何をすべきか、強く求めて討論を終わりたいと思います。以上です。

○議長（高橋裕子さん） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（高橋裕子さん） 起立少数であります。

したがって、村山昇さん外2名から提出されました発議第1号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、否決されました。

日程第4 多良木町議会議員の派遣について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第4、多良木町議会議員の派遣についてを議題といたします。お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取り扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長（高橋裕子さん） 令和2年度第1回多良木町議会（6月定例会議）を閉じます。お疲れさまでした。

（午後0時42分散会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員